

事業者向けアスベスト講習会

解体・改修等の工事を行う事業者及び発注者の皆様向け

大気汚染防止法において、建築物又は工作物の解体等を行うときは、あらかじめ石綿の有無に関する事前調査を行い、石綿の飛散しやすさに応じた作業基準を遵守すること等が義務付けられています。

本講習会では、大気汚染防止法の改正に伴い強化された石綿規制について理解を深め、解体等工事の発注者と受注者による適切な石綿飛散防止対策が図られることを目的として実施いたしますので、ぜひご参加ください。

● 日時 令和3年11月12日(金) 14時～15時30分(13時30分 受付開始)

● 会場 かごしま環境未来館 2階多目的ホール
(鹿児島市城西2丁目1-5)

● 定員 約40名(参加無料)
※事前の申込みが必要(希望者多数の場合は抽選)

● 講習内容
法改正に伴いアスベストの規制が強化された背景と
その規制内容について

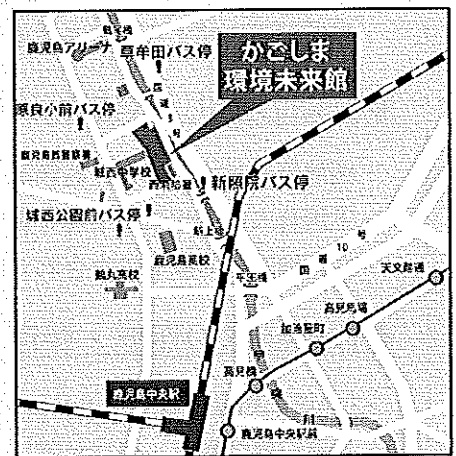
講師： 環境省 水・大気環境局大気環境課
課長補佐 石山 豊 氏

● 申込期限 令和3年11月1日(月)

※本講習会は受講証の発行や、CPDSへの対応はございません。

コロナウイルスの感染状況等により中止する場合は市HP(裏面参照)にて連絡します。

会場地図



・新照院、草牟田、原良小前の各バス停から徒歩約5分。城西公園前バス停から徒歩約7分。
・駐車場・駐輪場あり。
・できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※申込みは下のFAX送信票をご利用頂くか、必要事項を記載の上、裏面の申込み先までメールまたはFAXにてお申込みください。
※受講希望者多数の場合は抽選により受講者を決定するためご希望に添えない場合がございます。受講の可否につきましては後日ご連絡いたしますので、ご了承ください。

※多くの事業者様にご参加いただくため、1事業者につき1名の参加とさせていただきます。複数名で参加を希望される場合は受講希望者が少ない場合のみこちらの方で参加可能人数を割り振らせていただきますのでご了承ください。申込期限以降に参加可能な人数をお知らせします。

鹿児島市環境保全課 宛て

(FAX送信票)

FAX: 099-216-1292

事業者向けアスベスト講習会 参加申込書

会社名			
会社所在地			
代表者氏名		受講希望人数	人
連絡先	TEL :	FAX :	

◆規制対象建材の拡大

- ・石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象が拡大されました。
- ・石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が定められました。

◆事前調査の信頼性の確保

- ・事前調査の方法が法定化されました。(書面調査、目視調査および分析調査)
- ・「必要な知識を有する者」による事前調査の実施が義務づけられます。(令和5年10月～)
- ・一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無に関わらず、元請業者等が事前調査結果を鹿児島市へ報告することが義務づけられます。(令和4年4月～)
- ・事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存することが義務づけられました。

◆罰則の強化・対象拡大

- ・隔離等をせずに吹付け石綿等作業を行った場合は直接罰が適用される可能性があります。
- ・下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ・立入検査の対象も拡大されています。

◆作業記録の作成・保存

- ・「必要な知識を有する者」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ・作業記録の作成・保存が義務付けられました。
- ・作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

★詳細は環境省のホームページをご覧ください★

・法改正の資料等掲載ページ

https://www.env.go.jp/air/post_48.html



・改正内容の詳細(リーフレット)

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>



【申込み・問合せ先】

鹿児島市環境保全課環境保全係 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話：099-216-1297 FAX：099-216-1292 e-mail：kanho-hozen@city.kagoshima.lg.jp

市HP(事業者向けアスベスト講習会)：市HPを開いて環境・まちづくり⇒公害防止⇒アスベスト⇒

事業者向けアスベスト講習会の開催の順にクリック。

